

## 市川市特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月13日条例第5号）

最終改正:平成27年3月19日条例第8号

改正内容:平成27年3月19日条例第8号[平成27年4月1日]

○市川市特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月13日条例第5号

### 改正

昭和39年10月8日条例第11号  
昭和41年3月30日条例第16号  
昭和46年10月1日条例第31号  
昭和53年10月19日条例第53号  
平成15年12月10日条例第51号  
平成18年3月24日条例第3号  
平成19年3月22日条例第2号  
平成20年9月29日条例第24号  
平成23年3月28日条例第4号  
平成27年3月19日条例第8号

市川市特別職報酬等審議会条例

（設置）

**第1条** 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の任務）

**第2条** 審議会は、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の給料並びに市長等の退職手当（以下「特別職報酬等」という。）について調査審議し、市長に対し建議するとともに、特別職報酬等について市長から諮問があったときは、当該諮問事項に関し答申するものとする。

（審議会の組織）

**第3条** 審議会は、非常勤の委員15名をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等を代表する者その他住民の中から市長が委嘱する。

（委員の任期）

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第5条** 審議会に会長及び副会長各1名を置き委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

（審議会の事務）

**第7条** 審議会の事務は、総務部においてこれを処理する。

（報酬及び費用弁償）

**第8条** 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委任）

**第9条** 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則（抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年10月8日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年10月19日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年12月10日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月24日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月22日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役については、第2条の規定による改正前の市川市職員定数条例第1条、第3条の規定による改正前の市川市特別職報酬等審議会条例第2条、第4条の規定による改正前の市川市特別職の職員の退職手当支給条例第1条及び第3条並びに第5条の規定による改正前の市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**（平成20年9月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月19日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---